○広島市障害者施策推進協議会条例

資料１

昭和55年３月11日

条例第６号

改正　平成６年３月31日条例第４号

（この条例で題名改正）

平成９年３月27日条例第４号

平成17年３月４日条例第２号

平成20年３月28日条例第３号

平成23年９月30日条例第36号

平成24年３月27日条例第５号

（この条例の趣旨）

第１条　この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第３項の規定に基づき、広島市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（平６条例４・平17条例２・平23条例36・平24条例５・一部改正）

（組織）

第２条　協議会は、委員30人以内をもつて組織する。

（平６条例４・一部改正）

（委員）

第３条　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　関係行政機関の職員

(2)　学識経験を有する者

(3)　障害者

(4)　障害者の福祉に関し経験を有する者

２　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

（平６条例４・平17条例２・一部改正）

（専門委員）

第４条　協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、前条第１項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

（平６条例４・平17条例２・一部改正）

（会長）

第５条　協議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（招集）

第６条　協議会は、会長が招集する。

（幹事）

第７条　協議会に、幹事を置くことができる。

２　幹事は、第３条第１項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

３　幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

（平６条例４・平17条例２・一部改正）

（庶務）

第８条　協議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

（平９条例４・平20条例３・一部改正）

（委任規定）

第９条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附　則

この条例は、昭和55年４月１日から施行する。

附　則（平成６年３月31日条例第４号）

この条例は、心身障害者対策基本法の一部を改正する法律（平成５年法律第94号）附則第１項ただし書の政令で定める日から施行する。

附　則（平成９年３月27日条例第４号　抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成17年３月４日条例第２号）

この条例は、平成17年４月１日から施行する。

ただし、第１条中広島市障害者施策推進協議会条例第１条の改正規定は公布の日から、第２条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律（平成16年法律第80号）第２条の規定の施行の日から施行する。

附　則（平成20年３月28日条例第３号　抄）

１　この条例は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成23年９月30日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年３月27日条例第５号）

この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）第２条の規定の施行の日から施行する。